

## 暴力行為・コンプライアンス相談窓口設置規程

### (目的)

第1条 この規程は、「公益財団法人神奈川県体育協会（以下「本会」という。）及び加盟団体（スポーツ少年団を含む。）並びに神奈川県総合型スポーツクラブネットワークに加盟している総合型地域スポーツクラブ（以下「加盟団体等」という。）における倫理に関するガイドライン（以下「倫理に関するガイドライン」という。）」が提起する、スポーツにおける暴力行為等に関する相談及び問い合わせ（以下「相談等」という。）に対応する体制を整備するため、「スポーツにおける暴力行為・コンプライアンス相談窓口」（以下「相談窓口」という。）に関することを定めることを目的とする。

### (体制)

第2条 相談窓口は、本会倫理委員会の下に置き、その事務は、本会事務局総務課（以下「本会担当部署」という。）が所掌する。

### (利用対象者)

第3条 相談窓口を利用できる者（以下、「利用対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 県体育協会加盟団体（スポーツ少年団を含む。）登録者及びその関係者等（親族・知人・所属する団体と一定の関係を有する者等をいう。）。
- (2) 神奈川県総合型スポーツクラブネットワークに加盟している総合型地域スポーツクラブ関係者。
- (3) 県体育協会及び加盟団体役職員。

### (相談内容の範囲)

第4条 相談窓口は、「倫理に関するガイドライン」に掲げる、次の相談等に対応することができる。

- (1) 身体的・精神的暴力行為等に関する事。
- (2) 身体的・精神的セクシュアルハラスメントに関する事。
- (3) 身体的・精神的パワーハラスメントに関する事。
- (4) ドーピング防止及び薬物乱用に関する事。
- (5) 不適切な経理処理及び不正行為に関する事。
- (6) その他、法令違反に関する事。

2 相談窓口は、前項の（1）から（6）以外の事項については対応しないものとする。

### (相談等の方法)

第5条 相談窓口の利用方法は、電話、電子メール、ファクシミリ、書面及び面会のいずれも可能とする。

2 前項の利用方法は、本会ホームページや情報誌スポーツ神奈川等に掲載し、その周知徹底を図るものとする。

### (手続き)

第6条 相談窓口は、匿名の場合を除き、相談者に対し、相談等の内容を確認する。

2 事案の相談等を受けた場合、相談窓口は速やかに本会担当部署に報告するとともに、本会担当部署は、速やか

に加盟団体等に報告し、事案の確認及び適切な対応を依頼する。

- 3 事案の確認及び対応の依頼を受けた加盟団体等は、事案の確認・調整にあたり、本会担当部署と協力・連携して対応するとともに、確認及び対応結果について、本会担当部署に報告するものとする。
- 4 本会担当部署は、事案及びその確認並びに対応結果について、倫理委員会に報告するものとする。
- 5 倫理委員会は、事案の内容に応じて、委員会を開催し対応するものとする。
- 6 倫理委員会は、相談窓口を通じて、紛争状態にある相談等については、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構及び独立行政法人日本スポーツ振興センター等への相談及び問い合わせを相談者に提案するものとする。
- 7 倫理委員会は、事案に応じて、処分（案）を審議し、理事会及び評議員会に上程するものとする。
- 8 理事会及び評議員会は、審議のうえ処分を決定する。

#### （情報の保護）

第7条 相談等に対応する役職員並びに倫理委員会委員は、相談窓口寄せられた相談にかかる事実（相談者や被害者等の使命や属性等個人を特定しうる情報含む。）を秘密として保持し、他に漏らしてはならない。

- 2 前項の定め違反して、秘密を漏れいした者がいた場合、本会所定の規程等に従って相当な処分を行う。

#### （対応者の責務）

第8条 相談等を受けた相談者は、法令及び本会諸規程に基づき誠実に対応するよう努めなければならない。

#### （不利益取扱いの禁止）

第9条 本会は、相談窓口を利用したことを理由として、相談者に対して不利益な取扱いを行わない。

#### （結果の開示）

第10条 相談等について、必要な対応を講じた場合、本会は相談者及び相談内容に係る利害関係者からの請求に応じて、その内容を開示する。

- 2 前項に定める者以外からの開示請求には、正当な理由がある場合を除き、応じない。

#### （補則）

第11条 この規程に定めるもののほか実施に必要な事項は、倫理委員会において定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成26年6月14日から施行する。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成26年9月20日から施行する。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成29年10月19日から施行する。